裁判へのご支援・ご協力を！
2016年09月16日　107号

生活保護制度を良くする会
ニュース

事務局　道生連
電話　011-736-1722
ﾌｧｯｸｽ　011-736-1688
ﾒｰﾙ　seihoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp

新・人間裁判の第８回口頭弁論での、早月俊志さん（５８才・札幌市北区）の陳述です。

私は、旭川市で生まれて中学校を卒業してから職業訓練校に行きました。農業機械・自動車整備科を卒業して旭川市の自動車工場に就職し、自動車整備の仕事をしていました。しかし、対人関係がうまくいかず５年ほどで退職をし、その後は旭川市内で職を転々としていましたが、どの仕事も長くは続かず、平成３年頃札幌に出て心機一転やり直そうと決意し、知人が土木建築の会社に勤務していたので私もその会社で働くことになりました。それからは長い間土木建築の仕事をしていましたが、平成２２年６月のある日、夜中に急に具合が悪くなり病院に行きました。ところがその病院では病気の原因がわからず、次の日、別の病院に行くことになりました。検査の結果、Ｃ型肝炎と診断され、通院しながら治療する事になってしまったのですが、仕事の休みの日は日曜日しかなく、なかなか病院に行くことができないでいました。

派遣社員でしたので、元請け会社から「一度現場に入ったら人を替えないでくれ」と言われていて、無理をして働かなければならない状態でした。体調が悪くても現場に出る毎日を過ごしていましたが、限界を超え、会社に仕事を休むと伝えたところ「何日も休むならもう来なくてイイ」と言われ結局クビになりました。

その頃の収入は月額２０万円ほどでしたが、独り身なので、あまりお金のことを考えずに使っていたので蓄えがありませんでした。

仕事が出来なくなると収入がないため、病院代が払えなくて通院もできなくなりました。食べる物にも困るようになり、何処に相談したら良いのか迷ったあげく、北区の共産党の事務所に行き相談しました。そこで北区生活と健康を守る会を紹介され、話を聞いてもらい、すぐに生活保護の申請をし、生活保護を受給するようになりました。従って私が生活保護を利用し始めたのが平成２２年からでした。

生活保護費で生活するようになってからは仕事をしていた時より収入は少ないですが、毎月決まった金額が支給されますし、病院にもお金のことを心配せずに行けるようになったので安心して生活できるようになりました。大変ありがたく思っています。

この生活保護制度がなかったら自分はどうなっていたかわかりません。
しかし、平成２５年から３年連続で生活保護基準が引き下げられました。光熱費等が上がり、平成２６年４月には消費税も５％から８％に上がりました。今では、もともと切り詰めていた光熱費に加え、食費も一週間の内、４日間は２食で辛抱し、できる限り切り詰めています。また服や靴などは夏冬併せて年に２回ほど買い物するだけで、我慢しています。

このように節約できるところを切り詰めながら、好きな発泡酒のビールをたまに飲むのですが、このビールを飲むことは贅沢なのでしょうか。
また、昨年１０月からは冬期加算まで減らされ、たまたま 15 年度は灯油が安くなったため、何とかなりましたが、又、値上がりしたら、今後どのように生活して良いか不安です。結果的には食費を削る以外に無いと思っています。

私は現在消化器科・整形外科・眼科に通院しています。定期的に通院しているおかげでいろんな病気もだんだん良くなってきました。体の調子を見ながら少しですが、ポスティングの仕事や守る会の新聞を配っています。しかし、その収入も月８千円から１万円程度です。Ｃ型肝炎もあり、以前のように働くことは出来ません。

今の生活に慣れたせいか自然にいろいろなことを我慢していますが、ふと「最低限度の生活ってなんだろう？」と考える事があります。生活保護を利用している人は何も出来ないのか、と考えてしまいます。

例えば、生活に余裕がないので葬式等の人付き合いは香典が出せないため、なかなか出来ません。この現状が「健康で文化的な最低限度の生活」と言えるのでしょうか。私たちは贅沢したいのではなく、ただ人間らしく文化的な生活がしたいだけです。この新・人間裁判を通じて世間に私たち生活保護利用者の声を聞いてもらい、今の日本の「最低限度の生活」とはどういうものなのか、生活保護利用者も、年金だけで生活している人も、若い人もお年寄りも日本中みんなで考えてもらい、この裁判を闘いたいと思います。裁判官のみなさん、是非この思いを分かって下さい。